

1 丁		法務省		出生地		現住所		本籍	
年	月	日	事	年	月	日	月	日	本籍
四〇	九	二五	司法試験第二次試験合格	東京大学法学部卒業	東京大学法学部卒業	東京大学法学部卒業	昭和一七年九月一三日	まつ お くに ひろ	松 尾 邦 弘
四一	三		司法修習生を命ずる	司法修習生を命ずる	司法修習生を命ずる	司法修習生を命ずる		旧 氏名	
四二	四	一	司法修習生の修習終了	司法修習生の修習終了	司法修習生の修習終了	司法修習生の修習終了		項	
四三	四	四	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する		序	
四五	五	五	鉄路地方検察庁検事に配置換する	鉄路地方検察庁検事に配置換する	鉄路地方検察庁検事に配置換する	鉄路地方検察庁検事に配置換する		名	
四六	九	二〇	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる			
四七	一	一二	千葉地方検察庁検事に配置換する	千葉地方検察庁検事に配置換する	千葉地方検察庁検事に配置換する	千葉地方検察庁検事に配置換する			
	三	二五	事務取扱の期間は昭和四七年一月二六日までとする	事務取扱の期間は昭和四七年一月二六日までとする	事務取扱の期間は昭和四七年一月二六日までとする	事務取扱の期間は昭和四七年一月二六日までとする			
	七		東京高等検察庁	法務省	最高検察庁	法務省			

法務省										松尾邦弘
										年
										月
										日
										項
五三	〃	〃	五一	〃	五〇	五	二七	東京地方検察官事務取扱を命ずる	法務省	東京高等検察庁
三	〃	三	一二	〃	七	二〇	東京地方検察官事務取扱を免ずる	東京高等検察庁	〃	東京高等検察庁
一四	二二	二〇	二五	二	八	二〇	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	法務省	法務省	法務省
	法務事務官（法務省刑事局付）	に併任する	東京地方検察官事務取扱を命ずる	東京地方検察官事務取扱を免ずる	東京地方検察官事務取扱を命ずる	東京地方検察官事務取扱を免ずる	東京地方検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁	法務省	法務省

3 丁		法務省										松尾邦弘	
年	月	日	事		項		國		外		名		
昭和五三	三	二四	大蔵事務官（國稅廳調査查察部查察課）に併任する				國稅廳		外務省				
五四	九	一七	外務事務官（大臣官房）に併任する										
五四	一〇	一	大蔵事務官（國稅廳調査查察部查察課）の併任を解除する						國稅廳				
五九	一	一一	外務事務官（大臣官房）の併任を解除する						國稅廳				
六〇	二	七	外務省に出向させる						國稅廳				
三	三	一一	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する				國稅廳		國稅廳				
二五	二六	一五	外務事務官（在ドイツ連邦共和国日本国大使館）に転任させる				國稅廳		國稅廳				
		一	一等書記官を命ずる						國稅廳				
		一	参事官を命ずる						國稅廳				
		一	帰朝を命ずる						國稅廳				
		一	法務省に出向させる						國稅廳				
		一	検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる						國稅廳				
		一	法務省刑事局参事官に充てる										

法務省				年	月	日	事項	法務省	松尾邦弘
年	月	日	事項	法務省	松尾邦弘	名	年	月	日
平成二年五月	一一	一一	平成二年度司法試験（第二次試験） 考査委員の併任を解除する	法務省	法務省	松尾邦弘	平成二年五月	一一	一一
平成二年六月	一〇	二五	副検事選考審査会予備委員に併任する	法務省	法務省	松尾邦弘	平成二年六月	一〇	二五
平成二年六月	一一	二五	法務省刑事局総務課長に充てる	法務省	法務省	松尾邦弘	平成二年六月	一一	二五
平成二年六月	一一	二五	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	法務省	法務省	松尾邦弘	平成二年六月	一一	二五
平成二年六月	一一	二五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務省	法務省	松尾邦弘	平成二年六月	一一	二五
平成二年六月	一一	二五	併任の期間は平成三年一二月三一日までとする	法務省	法務省	松尾邦弘	平成二年六月	一一	二五
平成二年六月	一一	二五	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する	最高裁判所	最高裁判所	松尾邦弘	平成二年六月	一一	二五
平成二年六月	一一	二五	法務審議会幹事に併任する	法務省	法務省	松尾邦弘	平成二年六月	一一	二五
平成二年六月	一一	二五	法務大臣官房人事課長に充てる	法務省	法務省	松尾邦弘	平成二年六月	一一	二五
平成二年六月	一一	二五	法務省人事管理官を命ずる	法務省	法務省	松尾邦弘	平成二年六月	一一	二五
平成二年六月	一一	二五	任期は平成四年六月三〇日までとする	法務省	法務省	松尾邦弘	平成二年六月	一一	二五
平成二年六月	一一	二五	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	法務省	法務省	松尾邦弘	平成二年六月	一一	二五

6 丁		法務省										年	月	日	事	項	松尾邦弘
年	月	日	事	項	松尾邦弘												
平成四	四	一〇	員会日本代表の委嘱を解く														
平成四	四	一一	法制審議会幹事の併任を解除する														
平成四	四	一二	公証人審査会委員に併任する														
平成四	四	一二	併任の期間は平成五年一二月三一日までとする														
平成四	四	一二	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する														
平成四	四	一二	司法修習生考試委員会委員を委嘱する														
平成四	四	一二	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を免ずる														
平成四	四	一二	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する														
平成四	四	一二	併任の期間は平成四年一二月三一日までとする														
平成四	四	一二	平成四年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する														
平成四	四	一二	併任の期間は平成四年一二月三一日までとする														
平成四	四	一二	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる														
平成四	四	一二	平成五年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する														
平成四	四	一二	併任の期間は平成五年一二月三一日までとする														
平成四	四	一二	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する														
平成四	四	一二	併任の期間は平成五年一二月三一日までとする														
平成四	四	一二	公証人審査会委員に併任する														
平成六	一	一	公証人審査会委員に併任する														
平成六	一	一	平成六年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する														

7 丁		法務省		年	月	日	事項	法務省	松尾邦弘
平成	六	六	一	併任の期間は平成六年一二月三一日までとする	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	併任の期間は平成六年一二月三一日までとする	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	任期は平成八年六月三〇日までとする	最高検察庁検事に配置換する
〃	〃	〃	七	一〇	一	一〇	法務大臣官房人事課長に充てる	〃	平成七年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する
〃	〃	〃	七	一	一	一	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	〃	併任の期間は平成七年一二月三一日までとする
〃	〃	〃	五	一四	一	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	最高裁判所	併任の期間は平成七年一二月三一日までとする
〃	〃	〃	六	一	一	一	公証人審査会委員に併任する	法務省	法務省人事管理官を免ずる
一一一	一一一	一一一	四	一一一	一一一	一一一	平成八年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	法務省	併任の期間は平成八年一二月三一日までとする
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	松山地方検察庁検事正に配置換する	法務省	法務省人事管理官を免ずる
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	平成八年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任を解除する	法務省	

松 尾 邦 弘

8 丁		法務省		年	月	日	事項	法務省	府名
		平成八	一	三一	一	三一	法務省共済組合運営審議会委員を免ずる		
				二	二	一	公証人審査会委員の併任を解除する		
				五	五	一	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	最高裁判所	
				一〇	一〇	二	東京地方検察庁検事に配置換する		
		九	九	一	一	三	東京地方検察庁次席検事を命ずる		
				一四	一四	一七	法制審議会刑事法部会委員に併任する		
				一四	一四	一七	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高裁判所	
		一	一	一	一	三	最高検察庁検事に配置換する	法務省	
				四	四	二四	中華人民共和国へ出張を命ずる		
				五	五	二四	出張期間は平成一〇年五月四日から同月八日までとする		
				一八	一八	五	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する		
		一九	一九	一九	一九	六	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる	最高裁判所	
				二三	二三	六	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる	最高裁判所	
							法務省刑事局長に充てる		
							検察官特別考試審査会委員に併任する		
							副検事選考審査会委員に併任する		
							法制審議会刑事法部会委員に併任する		
							法制審議会少年法部会委員に併任する		
							法制審議会幹事に併任する		
							法務省		

法務省										松尾邦弘
年	月	日	事			項			名	
平成一〇	七	二一	司法修習生考試委員会委員を委嘱する						最高裁判所	
	八	一二	第一四三回国会政府委員を命ずる						最高裁判所	
	二六	二七	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する						最高裁判所	
	二八	二八	動物保護審議会幹事に任命する						最高裁判所	
	九	二八	青少年問題審議会幹事に任命する						最高裁判所	
	五	二八	大韓民国へ出張を命ずる						最高裁判所	
			出張期間は平成一〇年一一月一一日から同月一三日までとする			法務省			最高裁判所	
			第一四四回国会政府委員を命ずる			内閣			最高裁判所	
	一一	二一	第一四五回国会政府委員を命ずる			内閣			最高裁判所	
			自然環境保全審議会幹事に任命する			内閣			最高裁判所	
	一一	二二	法務事務次官に任命する			内閣			最高裁判所	
			倫理監督官を命ずる			内閣			最高裁判所	
	一一	二二	司法試験管理委員会委員長に併任する			内閣			最高裁判所	
			国会等移転審議会幹事に任命する			内閣			最高裁判所	
	二四	二八	中央省庁等改革推進本部幹事に任命する			内閣			最高裁判所	
	二	一	法制審議会委員に併任する			内閣			最高裁判所	
	一六		最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる			内閣			最高裁判所	
最高裁判所			司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く			内閣			最高裁判所	

法務省		年	月	日	事項	松尾邦弘
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
平成一二	二	二五	高齢社会対策会議幹事に任命する			
"	"	一	消費者保護会議幹事に任命する			
"	"	二七	中央交通安全対策会議幹事に任命する			
一三	一	五	消費者保護会議幹事を免ずる	"	"	"
			平成一三年一月五日限りをもつて法制審議会委員の併任は終了した			
			平成一三年一月五日限りをもつて検察官特別考試審査会委員の併任は終了した			
			平成一三年一月五日限りをもつて副検事選考審査会委員の併任は終了した			
			中央交通安全対策会議幹事を免ずる			
			中央交通安全対策会議幹事に任命する			
	三	一二	独立行政法人土木研究所設立委員に任命する	"	"	"
			独立行政法人建築研究所設立委員に任命する			
			独立行政法人交通安全環境研究所設立委員に任命する			
			独立行政法人海上技術安全研究所設立委員に任命する			
			独立行政法人港湾技術研究所設立委員に任命する			
			独立行政法人電子航法研究所設立委員に任命する			
			独立行政法人北海道開発土木研究所設立委員に任命する			

省務法										年	月	日	事項	府名
内閣	国土交通省	環境省	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣					
独立行政法人海技大学校設立委員に任命する	独立行政法人航空訓練所設立委員に任命する	独立行政法人海員学校設立委員に任命する	独立行政法人航空大学校設立委員に任命する	消費者保護會議幹事に任命する	高齢社会対策會議幹事に任命する	公害対策會議幹事に任命する	中央省庁等改革推進本部幹事を免ずる	一四一	六二	五一	九一	九二	平成一三四	平成一三三
倫理監督官を免ずる	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	法制審議会委員に併任する	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所一般規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高檢察庁刑事部長事務取扱を命ずる	最高檢察庁公判部長事務取扱を命ずる	最高檢察庁刑事部長事務取扱を免ずる	一、一	一七一	一〇五	六二	八八	九一	九一
最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	最高檢察庁刑事部長事務取扱を命ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を命ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	一一一	一八一	一六一	一九一	一八一	九一	
最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	最高檢察庁公判部長事務取扱を免ぜる	一一一	一八一	一六一	一九一	一八一	九一	